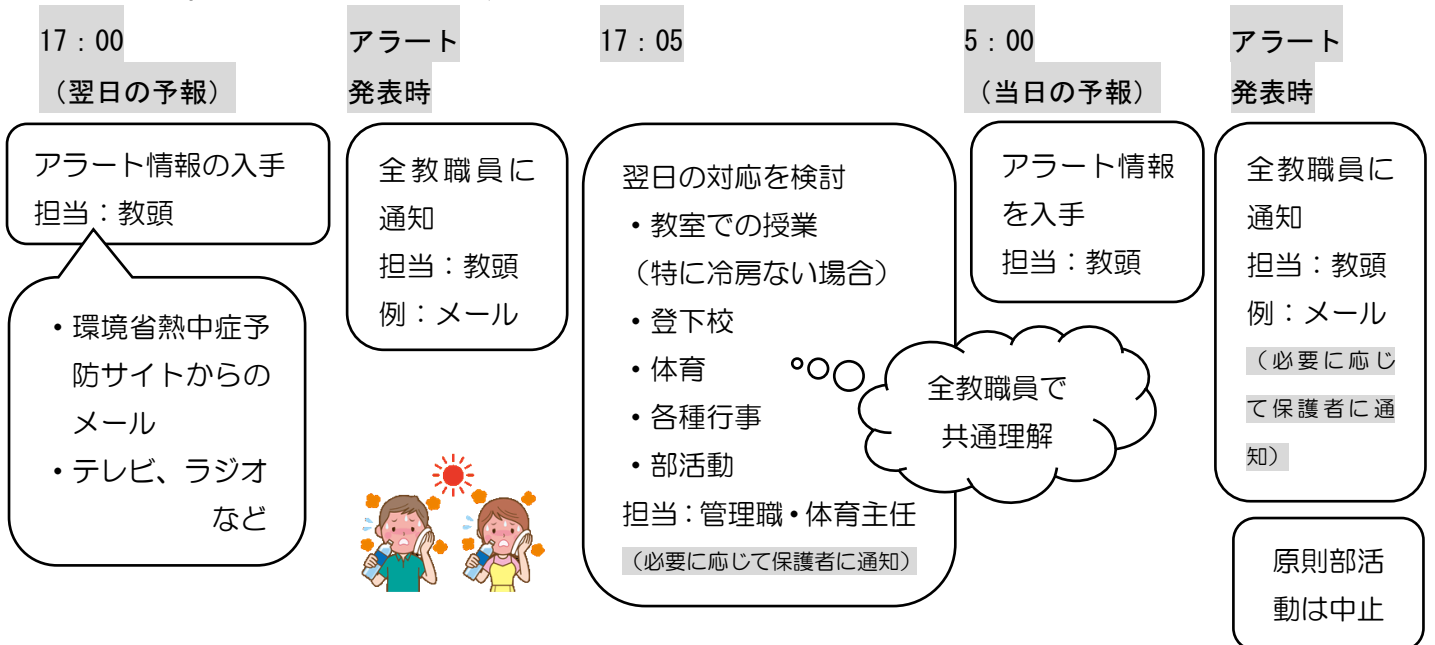


## 2 熱中症警戒アラート発表時の対応

●熱中症警戒アラートが発表されたときの対応例を以下に示します、地域や各学校の実情に応じて熱中症警戒アラートへの対応方法を調整してください。

※熱中症警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）が「33」以上と予想した場合発令します。

### 【熱中症警戒アラート発表時の対応例】



### 【熱中症警戒アラート発表の有・無に関わらず必要な対応例】

#### 熱中症予防の基本

アラートが発表されていない場合でも暑さ指数（WBGT）を把握し、対応を決定。8時の測定以降は毎日のルーティンです

8:00

暑さ指数の測定  
場所：校庭  
担当：養護教諭  
体育主任  
※暑さ指数(WBGT)計がない場合は、気象庁の予測値を入手

8:05

マニュアルに基づき  
授業・部活動等の対応を決定  
(内容変更、時間変更、延期・中止等)

- 教室での授業（特に冷房のない場合）
- 体育
- 各種行事
- 部活動
- 休み時間

担当：管理職・体育主任  
(必要に応じて保護者に通知)

以後、授業前、部活動前

暑さ指数の測定  
場所：活動場所  
担当：学級担任  
教科担任  
部活動顧問

授業中、部活動中

マニュアル等に基づき授業等の内容を柔軟に変更  
担当：同上

下校時

下校時の対応を児童生徒等に指導  
担当：同上

アラート発表時は、活動前、活動中に必ず暑さ指数(WBGT)を測定し、その変化に十分留意

